

Title	「法学研究」第五十巻の刊行を迎えて
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.12 (1977. 12) ,p.385- 386
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	五十巻記念論文集
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0385

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「法学研究」第五十巻の

刊行を迎えて

前 原 光 雄

大正十一年二月二十六日に法学研究第一巻第一号が発刊せられた。約十五年前のことである。そしてこれが今日まで中断なく続いて刊行せられていれば第五十巻ではなく、第五十六巻であるはずだが、支那事変及びそれに続く大平洋戦争のために、昭和十五年で一時的に中断し、昭和二十二年になつて復刊せられたので、今年第五十巻を出すことになつたわけである。この間の事情については、私が第二十五巻第十一・十二合併号に「法学研究三十年の回顧」という記述の中で詳しく述べているので、ここでは省略する。この復刊の時から季刊のものが月刊になつた。そして復刊直後法律科と政治科から各々教授三名と私の、計七名で編集委員会が構成せられ、私とその主任に選ばれた。昭和二十二年十月から上述のような構成で進み、昭和三十年十月に私が法學部長になつたので、英修道教授が編集主任になり、四年後の三十四年十月には小池隆一教授が編集主任をや

り、それから二年後の三十六年十二月にはまた私が編集担当となつた。そして四十年の五月に私が常任理事になるまで続いた。そこで四十年五月から藤原守胤教授が編集を引受け、四十五年三月藤原君が停年退職されたので、その後は峯岸光郎君が引き継ぎ、その停年後、更に手塚豊君が編集を担当した。そして手塚君は停年退職までそれを続けられた。私事に亘つて恐縮であるが、法学研究と私とは不思議な縁があり、もし昭和十五年に峯岸教授が亡くならなかつたら、西本先生の後で編集主任になられたのは峯岸教授であつたらうと思う。先輩の逝去という出来事のために、法学研究と私との結びつきは、前述のように、直接間接に、大正十四年春から、昭和四十年五月まで続いたといつても誤りではない。

法学研究のことを記すに當つて、是非附記しておかねばならないのは、中村恵君のことである。中村君は昭和五年卒業した塾員で、中央公論の編集長をした経歴があり、日支事変の時には、中国で働いて居られたということも聞いている。この中村君が慶應通信の取締役として働いて居られ、私とは非常に密接に連絡して、いろいろ雑誌のことを協議していた。雑誌の定価の変更、その他慶應義塾大学法学研究会叢書の出版等も中村君の着想であると記憶している。なおまた附記しなければならぬことは、手塚豊教授の協力である。私が編集主任の時には、い

つも手塚君が会計担当者として会計方面は全面的に助けてもらった外に、雑務は全部手塚君に処理してもらつたことを記憶している。このために私は、計り知れないほどの助力を与えられた。このような面では私は恵まれた人間であると思う。どこへ行つても、いかなる職についても、幸運にも私は常によき協力者を与えられている。このことは慶應義塾にあるときも、その外にあるときもそうである。幸運というべきであらう。

法学研究の場合は「法学研究三十年の回顧」を記し、今また「法学研究第五十巻の刊行を迎えて」を執筆することになり、この点から考えても、法学研究とは、浅からぬ縁があることをつくづく思うわけである。昭和二十二年に復刊せられてからは、波乱なく今日まで続いているので、特記すべきことはなかった。私は、ただこの機関誌が益々隆盛に、そして永久に継続することを祈りつつ、筆を擱く。

——一九七七・一〇——

「法学研究」五十巻の歩み

手塚 豊

本年、「法学研究」は第五十巻をむかえた。発刊以来の年数は五十五年であるが、途中で戦争による休刊期間があつたため、五年おかれて五十巻に達したわけである。わが国各大学の法学部機関誌で五十巻以上の巻数にわたつているものは、きわめてすくない。ここに第五十巻到達を記念し、そのながい足跡を辿つてみたいと思う。

慶應義塾において、学術的な機関誌が最初に発行されたのは、明治四十二年二月の「三田学会雑誌」であつた。これは、文学、理財、法律、政治各科を綜合して組織された「三田学会」を発行の母体としたものである。大正三年、その理由は明らかでないが、「三田学会」は解散し、「三田学会雑誌」は、理財学会の単独機関誌となつた。そして経済学に関する論説を主として掲載することになつたが、法律、政治関係の論文に門戸を閉じたわけではなかつた。それがため、神戸寅次郎、板倉卓造、